

役付き常勤理事退職慰労金規程

(総 則)

第1条 本規程は、退職した役付き常勤理事の退職慰労金について定める。

(退職慰労金の算出)

第2条 役付き常勤理事の退職慰労金の額は次の算出によって得たものとする。

退職慰労金の額＝退職時の役員報酬月額×在任年数

(役員報酬)

第3条 役員報酬とは、名目のいかんを問わず、毎月決まって支給されるものの総額をいう。

(役員在任年数)

第4条 役員在任年数は、1ヶ年を単位とし、端数は月割りとする。ただし、1ヶ月未満は1ヶ月に切上げる。

(非常勤期間)

第5条 役付き常勤理事の非常勤期間については、原則として、退職慰労金算出の際役員在任年数から除く。

第6条 退職手当は、任期の満了及び辞任又は死亡により常勤役員を退任した後、3ヶ月以内に本人指定の金融機関の口座に振込む。ただし、死亡により退任した者については、その遺族に対して、遺族指定の金融機関の口座に振込む。

(功労加算金)

第7条 理事会は、特に功労顕著と認められる役付き常勤理事に対しては、第3条により算出した金額にその3割を超えない範囲で加算することができる。

(特別減額)

第8条 理事会は、退職する役付き常勤理事のうち、在任中特に重大な損害を当法人に与えたものに対し第3条により算出した金額を減額することが出来る。

附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

この規程は、平成24年6月1日から施行する。